

## 包括システムによる日本ロールシャッハ学会

*Japan Rorschach Society for the Comprehensive System (JRSC)*

### 倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、包括システムによる日本ロールシャッハ学会（以下「本会」という。）の会員が行うロールシャッハ法及びその他の投射法を中心とした心理検査にかかわる行為が適切に行われることを目的とする。

第2条 本会は、会員が専門的業務に従事し、研究活動をするに当って遵守すべき事項に関する倫理綱領を、別に定める。

第3条 本会に、前2条に係る事項を審議するために倫理委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

(委員会の業務)

第4条 委員会は、第1条の目的及び倫理綱領の目的を達成するため、本会の会長（以下「会長」という。）の指示の下に各号の業務を行う。

- 一 本規程及び倫理綱領の改廃に関する審議
- 二 会員の倫理向上に向けての本学会常任理事会又は理事会への提言
- 三 会長からの諮問に基づく倫理綱領違反に関する調査と裁定案の答申
- 四 その他、委員会が必要と認める業務

(委員会の構成)

第5条 委員会は、会長が指名し、常任理事会又は理事会で承認された会員若干名

をもって構成する。

- 2 委員長は、理事の中から会長が指名する。
- 3 委員の任期は、理事の任期と同じとする。ただし、任期終了時に調査・審議中の案件がある場合は、委員の任務を継続するものとする。
- 4 委員会は、必要に応じて会長が指名した会員を委員として加えることができる。また、法的な知識に基づく助言等が必要な場合には弁護士等に意見を求めることができる。
- 5 一時的に委員に加わった者の任期は、任務にあたる業務が終了するまでとする。

(倫理綱領違反が申告された場合の委員会の運営)

第6条 会員の倫理綱領違反に対する申し立てや通告があった場合には、委員長は速やかに委員会を開催し、審議すべき案件かどうかを会長に報告する。

- 2 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員のうちから会長に指名された者が委員長の職務を代理し、また委員長の職務を行う。
- 3 委員会は会長から審議を付託された案件について調査を開始する。
- 4 案件の当事者になった場合、委員はその職を離れなければならない。

(委員会の報告)

第7条 委員長は、会長から審議を付託された日から起算して、3ヶ月以内に審議

の結果を会長に報告しなければならない。  
ただし、資料収集、事情聴取等の調査を  
要するものはこの限りではない。

- 2 第4条第三号に定める諮問については、  
委員長は、会長への報告に際し、その  
倫理綱領違反をした者に対してとるべ  
き処分としての裁定案を答申するもの  
とする。

#### (裁定)

第8条 裁定は、本会常任理事会又は理事  
会において常任理事又は理事の3分の2  
以上の議決によって承認を得た後、会長  
がこれを行う。

- 2 裁定結果は当該会員に対し会長名で文  
書によって通知される。

#### (異議申し立て)

第9条 裁定について通知を受けた当該会  
員は、その内容に異議があれば、1か月  
以内に会長宛に文書によって異議申し立  
てを行うことができる。

#### (裁定の公表)

第10条 裁定結果は、適切と思われる形で  
機関誌及び学会のホームページで公表す  
ることができる。

#### (守秘義務)

第11条 委員をはじめ、一時的に加わった  
委員及び審議と裁定に関わった者は、  
各々の任務が終了した後も第10条で公  
表する情報以外の情報をほかに漏らして  
はならない。

#### (改廃手続き)

第12条 この規程の改廃は、委員会の審議  
を経て、本会常任理事会又は理事会にお  
いて常任理事又は理事の3分の2以上の  
議決によって承認を得た後、会長がこれ  
を行う。

附則 この倫理規程は平成30年6月24日  
より施行する。